

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>VIII 銀行代理業</p> <p>VIII-3 銀行代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>VIII-3-2 許可申請に係る事務処理</p> <p>VIII-3-2-1 許可申請に当たっての留意点</p> <p>VIII-3-2-1-2 許可申請書の受理に当たっての留意事項</p> <p>VIII-3-2-1-2-2 許可申請書の記載事項</p> <p>許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(参考) 様式・参考資料編 様式7-1、7-2</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>[削除]</p>	<p>VIII 銀行代理業</p> <p>VIII-3 銀行代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>VIII-3-2 許可申請に係る事務処理</p> <p>VIII-3-2-1 許可申請に当たっての留意点</p> <p>VIII-3-2-1-2 許可申請書の受理に当たっての留意事項</p> <p>VIII-3-2-1-2-2 許可申請書の記載事項</p> <p>許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(参考) 様式・参考資料編 様式7-1、7-2</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p><u>(3) 常務に従事している他の法人等の商号又は名称(施行規則第34条の32第1号、第2号)</u>  <u>常務に従事している他の法人等の商号又は名称は、例えば「(株)〇〇」等と略さずに、「株式会社〇〇」又は「〇〇株式</u></p>

改正案	現行
<p>(3) [略]</p> <p>VIII-3-2-1-2-3 添付書類</p> <p>添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 「銀行代理業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類」(法第52条の37第2項第2号)</p> <p>① [略]</p> <p>② 「銀行代理業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類」の記載事項のうち、「銀行代理業の実施体制」(施行規則第34条の33第1項第3号)は、施行規則第34条の33第2項各号に掲げる体制を含むものであるが、それら実施体制の状況を把握するために必要な場合には、<u>施行規則第34条の34第1項第13号の付近見取図及び間取図</u>を参考にするほか、適宜、当該実施体制に関する体制図及び組織図等の提出を求めることとする。</p> <p>(3) 「履歴書」(施行規則第34条の34第1項第1号イ)、「役員の履歴書」(<u>同条同項第2号イ</u>)</p>	<p><u>会社」などの正式名称が記載されているかを確認する。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>VIII-3-2-1-2-3 添付書類</p> <p>添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 「銀行代理業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類」(法第52条の37第2項第2号)</p> <p>① [略]</p> <p>② 「銀行代理業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類」の記載事項のうち、「銀行代理業の実施体制」(施行規則第34条の33第1項第3号)は、施行規則第34条の33第2項各号に掲げる体制を含むものであるが、それら実施体制の状況を把握するために必要な場合には、<u>施行規則第34条の34第13号の付近見取図及び間取図</u>を参考にするほか、適宜、当該実施体制に関する体制図及び組織図等の提出を求めることとする。</p> <p>(3) 「履歴書」(施行規則第34条の34第1号)、「役員の履歴書」(<u>同条第2号</u>)</p>

改正案	現 行
<p>①・② [略]</p> <p>(4)「住民票の抄本」(施行規則第34条の34第1項第1号イ、第2号イ)  「住民票の抄本」は、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。  ①～④ [略]</p> <p>(5)「これに代わる書面」(施行規則第34条の34第1項第1号イ、第2号イ)  国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は、<u>施行規則第34条の34第1項第1号イ及び第2号イ</u>の「これに代わる書面」に該当する。</p> <p>(6)「第34条の37第4号に該当しないことを誓約する書面」(施行規則第34条の34第1項第1号イ)  [略]</p> <p>(7)「第34条の37第5号に該当しないことを誓約する書面」(施行規則第34条の34第1項第2号イ)  [略]</p> <p>(8)「役員が第34条の37第4号に該当しない者であることを当</p>	<p>①・② [略]</p> <p>(4)「住民票の抄本」(施行規則第34条の34第1号、第2号)  「住民票の抄本」は、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。  ①～④ [略]</p> <p>(5)「これに代わる書面」(施行規則第34条の34第1号、第2号)  国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は、<u>施行規則第34条の34第1号及び第2号</u>の「これに代わる書面」に該当する。</p> <p>(6)「第34条の37第4号に該当しないことを誓約する書面」(施行規則第34条の34第1号)  [略]</p> <p>(7)「第34条の37第5号に該当しないことを誓約する書面」(施行規則第34条の34第2号)  [略]</p> <p>(8)「役員が第34条の37第4号イからチまでのいずれにも該当</p>

改正案	現 行
<p>該役員が誓約する書面」(施行規則第 34 条の 34 第 1 項第 2 号イ)</p> <p>「役員が第 34 条の 37 第 4 号に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(9) 常務に従事している他の法人等の商号又は名称(施行規則第 34 条の 34 第 1 項第 1 号ハ及びニ、第 2 号ハ及びニ)</p> <p>常務に従事している他の法人等の商号又は名称は、例えば「(株)〇〇」等と略さずに、「株式会社〇〇」又は「〇〇株式会社」などの正式名称が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(10) 「委託契約書の案」(施行規則第 34 条の 34 第 1 項第 3 号、第 4 号)</p> <p>①・② [略]</p> <p>(11) 「銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面」(施行規則第 34 条の 34 第 1 項第 5 号)</p> <p>①・② [略]</p>	<p>しない者であることを当該役員が誓約する書面」(施行規則第 34 条の 34 第 2 号)</p> <p>「役員が第 34 条の 37 第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>(9) 「委託契約書の案」(施行規則第 34 条の 34 第 3 号、第 4 号)</p> <p>①・② [略]</p> <p>(10) 「銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面」(施行規則第 34 条の 34 第 5 号)</p> <p>①・② [略]</p>

改正案	現 行
<p>(12) 「財産に関する調書」(施行規則第 34 条の 34 第 1 項第 6 号) [略]</p>	<p>(11) 「財産に関する調書」(施行規則第 34 条の 34 第 6 号) [略]</p>
<p>(13) 「保証を証する書面」(施行規則第 34 条の 34 第 1 項第 10 号) [略]</p>	<p>(12) 「保証を証する書面」(施行規則第 34 条の 34 第 10 号) [略]</p>
<p>(14) 「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」(施行規則第 34 条の 34 第 1 項第 11 号) [略]</p>	<p>(13) 「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」(施行規則第 34 条の 34 第 11 号) [略]</p>
<p>(15) 「前各号に掲げるもののほか法第 52 条の 38 第 1 項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」(施行規則第 34 条の 34 第 1 項第 14 号) [略]</p>	<p>(14) 「前各号に掲げるもののほか法第 52 条の 38 第 1 項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」(施行規則第 34 条の 34 第 14 号) [略]</p>
<p>VIII-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点</p>	<p>VIII-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点</p>
<p>VIII-3-2-2-1 財産的基礎に関する審査</p>	<p>VIII-3-2-2-1 財産的基礎に関する審査</p>
<p>法第 52 条の 38 第 1 項第 1 号の財産的基礎の審査は、施行規則第 34 条の 37 第 2 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の (1) 及び (2) のとおりである。</p>	<p>法第 52 条の 38 第 1 項第 1 号の財産的基礎の審査は、施行規則第 34 条の 37 第 2 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の (1) 及び (2) のとおりである。</p>

改正案	現 行
<p>審査は、許可申請書、法第 52 条の 37 第 2 項、施行規則第 34 条の 34 第 1 項第 6 号から第 10 号及び第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p>	<p>審査は、許可申請書、法第 52 条の 37 第 2 項、施行規則第 34 条の 34 第 6 号から第 10 号及び第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p>
<p>(1)、(2) [略]</p>	<p>(1)、(2) [略]</p>
<p>VIII-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査</p>	<p>VIII-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査</p>
<p>法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、施行規則第 34 条の 37 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p>	<p>法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、施行規則第 34 条の 37 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p>
<p>審査は、許可申請書、法第 52 条の 37 第 2 項、施行規則第 34 条の 34 第 1 項第 1 号から第 5 号、第 9 号、第 12 号から第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p>	<p>審査は、許可申請書、法第 52 条の 37 第 2 項、施行規則第 34 条の 34 第 1 号から第 5 号、第 9 号、第 12 号から第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p>
<p>(1) ~ (7) [略]</p>	<p>(1) ~ (7) [略]</p>
<p>VIII-3-2-2-3 社会的信用に関する審査</p>	<p>VIII-3-2-2-3 社会的信用に関する審査</p>
<p>法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「十分な社会的信用を有する者であること」の審査は、施行規則第 34 条の 37 第 4 号、第 5 号に掲げ</p>	<p>法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「十分な社会的信用を有する者であること」の審査は、施行規則第 34 条の 37 第 4 号、第 5 号に掲げ</p>

改正案	現 行
<p>る事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、<u>施行規則第 34 条の 34 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 14 号</u>のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>Ⅷ－3－2－2－4 他業の兼業に関する審査</p> <p>法第 52 条の 38 第 1 項第 3 号の他業の兼業に関する審査は、<u>施行規則第 34 条の 37 第 6 号</u>に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の（１）から（６）のとおりである。</p> <p>審査は、許可申請書、<u>法第 52 条の 37 第 2 項、施行規則第 34 条の 34 第 1 項第 3 号、第 4 号、第 11 号から第 14 号</u>のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>なお、主たる兼業業務の内容と銀行代理業に係る業務との関係については、<u>施行規則第 34 条の 37 第 6 号ハ、第 7 号等</u>に規定されているところであるが、これらを整理すると別紙 5 のとおりとなる（ただし、他業の兼業に関する審査を行う場合には、必ずしも別紙 5 を機械的に適用するのではなく、個々のケースに即して、当該申請者が兼業を行うことにより銀行代理業の適正かつ確実な運営に支障を及ぼすおそれがないかについて、十分に検証しなければなら</p>	<p>る事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、<u>施行規則第 34 条の 34 第 1 号、第 2 号及び第 14 号</u>のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>Ⅷ－3－2－2－4 他業の兼業に関する審査</p> <p>法第 52 条の 38 第 1 項第 3 号の他業の兼業に関する審査は、<u>施行規則第 34 条の 37 第 6 号</u>に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の（１）から（６）のとおりである。</p> <p>審査は、許可申請書、<u>法第 52 条の 37 第 2 項、施行規則第 34 条の 34 第 3 号、第 4 号、第 11 号から第 14 号</u>のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>なお、主たる兼業業務の内容と銀行代理業に係る業務との関係については、<u>施行規則第 34 条の 37 第 6 号ハ、第 7 号等</u>に規定されているところであるが、これらを整理すると別紙 5 のとおりとなる（ただし、他業の兼業に関する審査を行う場合には、必ずしも別紙 5 を機械的に適用するのではなく、個々のケースに即して、当該申請者が兼業を行うことにより銀行代理業の適正かつ確実な運営に支障を及ぼすおそれがないかについて、十分に検証しなければなら</p>

改 正 案	現 行
<p>ないことに留意する。)</p> <p>(1) ~ (6) [略]</p> <p>VIII-3-2-3 その他</p> <p>VIII-3-2-3-2 不許可の場合の取扱い</p> <p>不許可にする場合は、不許可の理由及び金融庁長官に対して審査請求できる旨を記載した不許可通知書を許可申請者に交付するものとする (II-5-2 参照)。</p> <p>VIII-3-3 届出の受理に係る留意事項</p> <p>(1) 一般に、法第 52 条の 39、第 52 条の 52、第 53 条、施行規則第 34 条の 56、第 34 条の 61、第 35 条等法令に基づく届出を受理した場合には、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等について確認する必要がある。確認の結果、問題があると認められるときは、法第 52 条の 53 に基づく報告徴求や法第 52 条の 55 に基づく業務改善命令等の措置を適切に講じることとする。</p> <p>(2) 法第 52 条の 39、施行規則第 34 条の 39 に規定する変更の届</p>	<p>ないことに留意する。)</p> <p>(1) ~ (6) [略]</p> <p>VIII-3-2-3 その他</p> <p>VIII-3-2-3-2 不許可の場合の取扱い</p> <p>(1) 不許可にする場合は、不許可の理由及び金融庁長官に対して審査請求できる旨を記載した不許可通知書を許可申請者に交付するものとする (II-5-2 参照)。</p> <p>VIII-3-3 届出の受理に係る留意事項</p> <p>(1) 一般に、法第 52 条の 39、第 52 条の 52、第 53 条、施行規則第 34 条の 56、第 34 条の 61、第 35 条等法令に基づく届出を受理した場合には、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等について確認する必要がある。確認の結果、問題があると認められるときは、法第 52 条の 53 に基づく報告徴求や法第 52 条の 55 に基づく業務改善命令等の措置を適切に講じることとする。</p> <p>(2) 法第 52 条の 39、施行規則第 34 条の 39 に規定する変更の届</p>



改正案	現 行
<p>出を受理した場合で、「他に営む業務の種類の変更」につき届出があったときは、上記Ⅷ－３－３（１）のほか、変更後の業務が日本標準産業分類に掲げる中分類（大分類Ｊ－金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）における分類上変更前の業務と別分類となるかを確認するとともに、別分類となる場合には、法第 52 条の 42 第 1 項の承認を受ける必要があることに留意する。</p> <p>(参考) 様式・参考資料編 様式 7-4、7-9～7-12</p> <p>銀行代理業の許可 別紙様式 7-1</p> <p style="text-align: right;">(第 1 面)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">銀行代理業に係る許可申請書</p>	<p>出を受理した場合で、「他に営む業務の種類の変更」につき届出があったときは、上記Ⅷ－３－３（１）のほか、変更後の業務が日本標準産業分類に掲げる中分類（大分類Ｊ－金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）における分類上変更前の業務と別分類となるかを確認するとともに、別分類となる場合には、法第 52 条の 42 第 1 項の承認を受ける必要があることに留意する。</p> <p>(参考) 様式・参考資料編 様式 7-4</p> <p>銀行代理業の許可 別紙様式 7-1</p> <p style="text-align: right;">(第 1 面)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">銀行代理業に係る許可申請書</p>

改正案	現行
<p>銀行法第 52 条の 37 第 1 項の規定により許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施行規則第 34 条の 33 第 1 項第 3 号に掲げる事項を記載した書面</li> <li>2 定款及び登記事項証明書（申請者が法人であるときに提出）</li> <li>3 履歴書（申請者が個人であるときに提出）</li> <li>4 住民票の抄本（申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。以下別紙様式 7-1 において同じ。） （申請者が個人であるときに提出）</li> <li>5 施行規則第 34 条の 37 第 4 号に該当しないことを誓約する書面（申請者が個人であるときに提出）</li> <li>6 <u>申請者が他の法人の常務に従事する場合、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）</u></li> <li>7 <u>申請者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等及び当該法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）</u></li> </ol>	<p>銀行法第 52 条の 37 第 1 項の規定により許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施行規則第 34 条の 33 第 1 項第 3 号に掲げる事項を記載した書面</li> <li>2 定款及び登記事項証明書（申請者が法人であるときに提出）</li> <li>3 履歴書（申請者が個人であるときに提出）</li> <li>4 住民票の抄本（申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。以下別紙様式 7-1 において同じ。） （申請者が個人であるときに提出）</li> <li>5 施行規則第 34 条の 37 第 4 号に該当しないことを誓約する書面（申請者が個人であるときに提出）</li> </ol> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

改正案	現 行
<p><u>8</u> 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の履歴書（申請者が法人であるときに提出）</p>	<p><u>6</u> 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の履歴書（申請者が法人であるときに提出）</p>
<p><u>9</u> 役員（国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面（申請者が法人であるときに提出）</p>	<p><u>7</u> 役員（国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面（申請者が法人であるときに提出）</p>
<p><u>10</u> 施行規則第34条の37第5号に該当しないことを誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）</p>	<p><u>8</u> 施行規則第34条の37第5号に該当しないことを誓約する書面</p>
<p><u>11</u> 役員が施行規則第34条の37第4号に該当しないものであることを当該役員が誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）</p>	<p><u>9</u> 役員が施行規則第34条の37第4号イからチまでのいずれにも該当しないものであることを当該役員が誓約する書面</p>
<p><u>12</u> 役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）</p>	<p>[新設]</p>
<p><u>13</u> 当該法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人の親法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）</p>	<p>[新設]</p>
<p><u>14</u> 所属銀行の委託を受けて銀行代理業を営むときは、当該所属銀行との間の銀行代理業に係る委託契約書の案</p>	<p><u>10</u> 所属銀行の委託を受けて銀行代理業を営むときは、当該所属銀行との間の銀行代理業に係る委託契約書の案</p>
<p><u>15</u> 銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（銀行代理業に関する能力</p>	<p><u>11</u> 銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（銀行代理業に関する能力</p>

改正案	現 行
<p>を有する者であることを証する書面を含む。)</p> <p>16 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る施行規則別紙様式第16号により作成された財産に関する調書(申請者が個人であるときに提出)</p> <p>17 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面(許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面)(申請者が法人であるときに提出)</p> <p>18 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第396条第1項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面</p> <p>19 銀行代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面</p> <p>20 所属銀行が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る施行規則第34条の34第1項第6号及び第7号に規定する書面</p> <p>21 他に業務を営むときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面</p> <p>22 銀行代理業の運営に関する社内規則等</p> <p>23 銀行代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間取図(防犯カメラの設置状況、警備状況を含む。)並びに当該営業所又は当該事務所で営む銀行代理業の業務運営を指揮する所属銀行の営業所の名称を記載した書面</p>	<p>を有する者であることを証する書面を含む。)</p> <p>12 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る施行規則別紙様式第16号により作成された財産に関する調書(申請者が個人であるときに提出)</p> <p>13 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面(許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面)(申請者が法人であるときに提出)</p> <p>14 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第396条第1項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面</p> <p>15 銀行代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面</p> <p>16 所属銀行が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る施行規則第34条の34第6号及び第7号に規定する書面</p> <p>17 他に業務を営むときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面</p> <p>18 銀行代理業の運営に関する社内規則等</p> <p>19 銀行代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間取図(防犯カメラの設置状況、警備状況を含む。)並びに当該営業所又は当該事務所で営む銀行代理業の業務運営を指揮する所属銀行の営業所の名称を記載した書面</p>

改正案		現行	
<p><u>24</u> その他法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p><u>25</u> 登録免許税納付書</p> <p style="text-align: right;">(第2面)</p>		<p><u>20</u> その他法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p><u>21</u> 登録免許税納付書</p> <p style="text-align: right;">(第2面)</p>	
1. 商号、名称又は氏名		1. 商号、名称又は氏名	
2. 役員 の 氏 名	別添1 (第3面) のとおり	2. 役員 の 氏 名	別添1 (第3面) のとおり
3. 銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添2 (第4面) のとおり	3. 銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添2 (第4面) のとおり
4. 所属銀行の商号		4. 所属銀行の商号	
5. 他に営む業務の種類	別添3 (第5面) のとおり	5. 他に営む業務の種類	別添3 (第5面) のとおり
[削除]		<u>6.</u> 個人の許可申請者の兼職状況	別添4 (第6面) のとおり
		<u>7.</u> 個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況	別添5 (第7面) のとおり

改 正 案	現 行	
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の名」</p> <p>(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること</p> <p>(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること</p> <p>(3) 外国人においては、住民票等に記載された通称があるときは、氏名に( )書きで併せて記載すること</p> <p>2 「4. 所属銀行の商号」には、銀行代理業者が行う銀行法第2条第14項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替行為を行う銀行名を記載することとし、委託契約書案(又は委託契約書)と一致させること</p> <p>また、所属銀行が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案(又は委託契約書)と一致させること</p> <p>3 上記の各項目に変更があったときは、銀行法施行規則第34条の39別表第2の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類(正・副各1部)を提出すること</p> <p>(第3面)～(第5面) [略]</p> <p>[削除]</p>	<p><u>8. 法人の許可申請者の役員 の兼職又は兼業状況</u></p>	<p><u>別添6(第8面)のとおり</u></p>
	<p><u>9. 法人の許可申請者におけ る子法人等の状況</u></p>	<p><u>別添7(第9面)のとおり</u></p>
	<p>(記載上の注意)</p> <p>1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の名」</p> <p>(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること</p> <p>(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること</p> <p>(3) 外国人においては、住民票等に記載された通称があるときは、氏名に( )書きで合わせて記載すること</p> <p>2 「4. 所属銀行の商号」には、銀行代理業者が行う銀行法第2条第14項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替行為を行う銀行名を記載することとし、委託契約書案(又は委託契約書)と一致させること</p> <p>また、所属銀行が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案(又は委託契約書)と一致させること</p> <p>3 上記の各項目に変更があったときは、銀行法施行規則第34条の39別表第2の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類(正・副各1部)を提出すること</p> <p>(第3面)～(第5面) [略]</p> <p>(第6面)</p> <p>(別添4: 個人の許可申請者の兼職状況)</p> <p>商号、名称又は氏名</p>	

改 正 案	現 行								
[削除]	( 年 月 日現在)								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">常務に従事している他の 法人の商号又は名称</th> <th style="width: 25%;">主たる営業所又は 事務所の所在地</th> <th style="width: 25%;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	常務に従事している他の 法人の商号又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	業務の種類					
	常務に従事している他の 法人の商号又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	業務の種類						
	<p>(注意事項)</p> <p>「業務の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J—金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p>								
(第7面)									
(別添5：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況)									
	商号、名称又は氏名 ( 年 月 日現在)								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">法人等の商号 又は名称</th> <th style="width: 25%;">主たる営業所又は 事務所の所在地</th> <th style="width: 25%;">代表者の氏名</th> <th style="width: 25%;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類				
法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類						

改正案	現 行										
[削除]	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										
<p>(注意事項)</p> <p>1 「法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第 34 条の 32 第 1 号口に規定する次の基準に従い記載すること</p> <p>当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類</p> <p>(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等</p> <p>(2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）</p> <p>2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類 J－金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: right;">(第 8 面)</p> <p>(別添 6：法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況)</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名 ( 年 月 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1128 991 1339 1187">(ふりがな) 役員の氏名</th> <th data-bbox="1339 991 1615 1187">常務に従事し、又は事業を営む他の法人又は事業所の商号若しくは名称</th> <th data-bbox="1615 991 1897 1187">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th data-bbox="1897 991 2083 1187">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事し、又は事業を営む他の法人又は事業所の商号若しくは名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類				
(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事し、又は事業を営む他の法人又は事業所の商号若しくは名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類								



改正案

現 行

[削除]

(注意事項)

「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J—金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

(第9面)

(別添7：法人の許可申請者における子法人等の状況)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類

(注意事項)

1 「子法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第34条の32第2号ロに規定する次の基準に従い記載すること

当該法人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、役員の役職名及び氏名並びに業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（銀行法施行令第4条の2第2項に規定する親法人等をい

改正案	現行
<p>銀行代理業の再受託の許可 別紙様式 7-2</p> <p style="text-align: right;">(第 1 面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">銀行代理業に係る再受託許可申請書</p> <p>銀行法第 52 条の 37 第 1 項の規定により銀行代理業の再受託に関する許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、</p>	<p>い、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。)</p> <p>(3)当該法人の親法人等の子法人等((1)に掲げる者、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。)</p> <p>2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類(大分類 J-金融業、保険業に属する場合にあっては細分類)により記載すること</p> <p>銀行代理業の再受託の許可 別紙様式 7-2</p> <p style="text-align: right;">(第 1 面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">銀行代理業に係る再受託許可申請書</p> <p>銀行法第 52 条の 37 第 1 項の規定により銀行代理業の再受託に関する許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、</p>

改正案	現行
<p>事実に相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施行規則第34条の33第1項第3号に掲げる事項を記載した書面</li> <li>2 定款及び登記事項証明書（申請者が法人であるときに提出）</li> <li>3 履歴書（申請者が個人であるときに提出）</li> <li>4 住民票の抄本（申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。以下別紙様式7-2において同じ。） （申請者が個人であるときに提出）</li> <li>5 施行規則第34条の37第4号に該当しないことを誓約する書面（申請者が個人であるときに提出）</li> <li>6 <u>申請者が他の法人の常務に従事する場合、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）</u></li> <li>7 <u>申請者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等及び当該法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）</u></li> <li>8 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の履歴書（申請者が法人であるときに提出）</li> </ol>	<p>事実に相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施行規則第34条の33第1項第3号に掲げる事項を記載した書面</li> <li>2 定款及び登記事項証明書（申請者が法人であるときに提出）</li> <li>3 履歴書（申請者が個人であるときに提出）</li> <li>4 住民票の抄本（申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。以下別紙様式7-2において同じ。） （申請者が個人であるときに提出）</li> <li>5 施行規則第34条の37第4号に該当しないことを誓約する書面（申請者が個人であるときに提出）</li> </ol> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の履歴書（申請者が法人であるときに提出）</li> </ol>

改正案	現 行
<p><u>9</u> 役員（国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面（申請者が法人であるときに提出）</p> <p><u>10</u> 施行規則第34条の37第5号に該当しないことを誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）</p> <p><u>11</u> 役員が施行規則第34条の37第4号に該当しないものであることを当該役員が誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）</p> <p><u>12</u> 役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）</p> <p><u>13</u> 当該法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人の親法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）</p> <p><u>14</u> 銀行代理業再委託者の再委託を受けて銀行代理業を営むときは、当該銀行代理業再委託者との間の銀行代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該銀行代理業再委託者が当該再委託について所属銀行の許諾を得たことを当該所属銀行が誓約する書面</p> <p><u>15</u> 銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当</p>	<p><u>7</u> 役員（国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面（申請者が法人であるときに提出）</p> <p><u>8</u> 施行規則第34条の37第5号に該当しないことを誓約する書面</p> <p><u>9</u> 役員が施行規則第34条の37第4号イからチまでのいずれにも該当しないものであることを当該役員が誓約する書面</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>10</u> 銀行代理業再委託者の再委託を受けて銀行代理業を営むときは、当該銀行代理業再委託者との間の銀行代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該銀行代理業再委託者が当該再委託について所属銀行の許諾を得たことを当該所属銀行が誓約する書面</p> <p><u>11</u> 銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当</p>

改正案	現 行
<p>該者の配置の状況を記載した書面（銀行代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）</p>	<p>該者の配置の状況を記載した書面（銀行代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）</p>
<p>16 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る施行規則別紙様式第 16 号により作成された財産に関する調書（申請者が個人であるときに提出）</p>	<p>12 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る施行規則別紙様式第 16 号により作成された財産に関する調書（申請者が個人であるときに提出）</p>
<p>17 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）（申請者が法人であるときに提出）</p>	<p>13 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）（申請者が法人であるときに提出）</p>
<p>18 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第 396 条第 1 項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面</p>	<p>14 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第 396 条第 1 項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面</p>
<p>19 銀行代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面</p>	<p>15 銀行代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面</p>
<p>20 所属銀行又は銀行代理業再委託者が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る施行規則第 34 条の 34 第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する書面</p>	<p>16 所属銀行又は銀行代理業再委託者が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る施行規則第 34 条の 34 第 6 号及び第 7 号に規定する書面</p>
<p>21 他に業務を営むときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面</p>	<p>17 他に業務を営むときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面</p>
<p>22 銀行代理業の運営に関する社内規則等</p>	<p>18 銀行代理業の運営に関する社内規則等</p>
<p>23 銀行代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で営む銀行代理業の業務運営を指揮</p>	<p>19 銀行代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で営む銀行代理業の業務運営を指揮</p>

改正案		現行	
<p>する所属銀行の営業所の名称を記載した書面</p> <p>24 その他法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>25 銀行代理業者が、銀行代理業の許可と同時に銀行代理業の再委託の許可を申請する場合には、別紙様式7-1の添付書類「14 所属銀行の委託を受けて銀行代理業を営むときは、当該所属銀行との間の銀行代理業に係る委託契約書の案」等の必要と認められる書面</p> <p>26 登録免許税納付書</p>		<p>する所属銀行の営業所の名称を記載した書面</p> <p>20 その他法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>21 銀行代理業者が、銀行代理業の許可と同時に銀行代理業の再委託の許可を申請する場合には、別紙様式7-1の添付書類「10 所属銀行の委託を受けて銀行代理業を営むときは、当該所属銀行との間の銀行代理業に係る委託契約書の案」等の必要と認められる書面</p> <p>22 登録免許税納付書</p>	
(第2面)		(第2面)	
1. 商号、名称又は氏名		1. 商号、名称又は氏名	
2. 役員 の 氏 名	別添1 (第3面) のとおり	2. 役員 の 氏 名	別添1 (第3面) のとおり
3. 銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添2 (第4面) のとおり	3. 銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添2 (第4面) のとおり
4. 所属銀行の商号		4. 所属銀行の商号	
5. 他に営む業務の種類	別添3 (第5面) のとおり	5. 他に営む業務の種類	別添3 (第5面) のとおり

改正案		現 行	
[削除]		6. <u>個人の許可申請者の兼職状況</u>	別添4（第6面）のとおり
		7. <u>個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況</u>	別添5（第7面）のとおり
		8. <u>法人の許可申請者の役員 の兼職又は兼業状況</u>	別添6（第8面）のとおり
		9. <u>法人の許可申請者における子法人等の状況</u>	別添7（第9面）のとおり
6. 銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地	別添4（第6面）のとおり	10. 銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地	別添8（第10面）のとおり
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の氏名」</p> <p>(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること</p> <p>(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること</p> <p>(3) 外国人においては、住民票等に記載された通称があるときは、氏名に（ ）書きで併せて記載すること</p> <p>2 「4. 所属銀行の商号」には、銀行代理業者が行う銀行法第2条第14項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替行為を行う銀行名を記載することとし、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること</p> <p>また、所属銀行が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案（又は委託契約書）と</p>		<p>(記載上の注意)</p> <p>1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の氏名」</p> <p>(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること</p> <p>(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること</p> <p>(3) 外国人においては、住民票等に記載された通称があるときは、氏名に（ ）書きで合わせて記載すること</p> <p>2 「4. 所属銀行の商号」には、銀行代理業者が行う銀行法第2条第14項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替行為を行う銀行名を記載することとし、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること</p> <p>また、所属銀行が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案（又は委託契約書）と</p>	

改正案	現 行						
<p>一致させること</p> <p>3 上記の各項目に変更があったときは、銀行法施行規則第 34 条の 39 別表第 2 の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類（正・副各 1 部）を提出すること</p> <p>（第 3 面）～（第 5 面） [略]</p> <p>[削除]</p>	<p>一致させること</p> <p>3 上記の各項目に変更があったときは、銀行法施行規則第 34 条の 39 別表第 2 の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類（正・副各 1 部）を提出すること</p> <p>（第 3 面）～（第 5 面） [略]</p> <p style="text-align: right;">（第 6 面）</p> <p>（別添 4：個人の許可申請者の兼職状況）</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名 （ 年 月 日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1133 767 2080 1054"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 767 1485 863">常務に従事している他の 法人の商号又は名称</th> <th data-bbox="1487 767 1839 863">主たる営業所又は 事務所の所在地</th> <th data-bbox="1841 767 2080 863">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 865 1485 1054"></td> <td data-bbox="1487 865 1839 1054"></td> <td data-bbox="1841 865 2080 1054"></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注意事項） 「業務の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類 J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p>	常務に従事している他の 法人の商号又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	業務の種類			
常務に従事している他の 法人の商号又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	業務の種類					



改正案

現行

[削除]

(第7面)

(別添5：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類

(注意事項)

- 1 「法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第34条の32第1号口に規定する次の基準に従い記載すること  
 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。)をいう。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類  
 (1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等  
 (2) (1)に掲げる法人等の子法人等(外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。)
- 2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類(大分類Jー金融業、保険業に属する場合にあっては細分類)により記載すること

[削除]

(第8面)

改正案

現行

(別添6：法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事し、又は事業を営む他の法人又は事業所の商号若しくは名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類

(注意事項)

「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

(第9面)

(別添7：法人の許可申請者における子法人等の状況)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

[削除]

改正案	現 行			
<p style="text-align: right;">(第 6 面)</p> <p>(別添 4 : 銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地)</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名</p> <p style="text-align: right;">( 年 月 日現在)</p>	子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類
	<p>(注意事項)</p> <p>1 「子法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第 34 条の 32 第 2 号口に規定する次の基準に従い記載すること</p> <p>当該法人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、役員の役職名及び氏名並びに業務の種類</p> <p>(1) 当該法人の子法人等</p> <p>(2) 当該法人の親法人等（銀行法施行令第 4 条の 2 第 2 項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）</p> <p>(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者、外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）</p> <p>2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類 J—金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: right;">(第 10 面)</p> <p>(別添 8 : 銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地)</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名</p> <p style="text-align: right;">( 年 月 日現在)</p>			

改正案		現行	
1. 商号、名称又は氏名		1. 商号、名称又は氏名	
2. 役員 の 氏 名		2. 役員 の 氏 名	
3. 銀行代理業を営む営業所 又は事務所の名称及び所 在地		3. 銀行代理業を営む営業所 又は事務所の名称及び所 在地	
4. 所属銀行の商号		4. 所属銀行の商号	
5. 他に営む業務の種類		5. 他に営む業務の種類	
[削除]		6. 個人の許可申請者の兼職 状況	
		7. 個人の許可申請者におけ る総株主等の議決権の百 分の五十を超える議決権 を保有する法人等の状況	
		8. 法人の許可申請者の役員 の兼職又は兼業状況	
		9. 法人の許可申請者におけ る子法人等の状況	
(記載上の注意)		(記載上の注意) 1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員 の 氏 名」	

改正案	現 行
<p>1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の氏名」</p> <p>(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること</p> <p>(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること</p> <p>(3) 外国人においては、住民票等に記載された通称があるときは、氏名に（ ）書きで併せて記載すること</p> <p>2 「4. 所属銀行の商号」には、銀行代理業者が行う銀行法第2条第14項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替行為を行う銀行名を記載することとし、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること</p> <p>また、所属銀行が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること</p> <p>3 上記の各項目に変更があったときは、銀行法施行規則第34条の39別表第2の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類（正・副各1部）を提出すること</p> <p> </p> <p>[削除]</p>	<p>(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること</p> <p>(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること</p> <p>(3) 外国人においては、住民票等に記載された通称があるときは、氏名に（ ）書きで合わせて記載すること</p> <p>2 「4. 所属銀行の商号」には、銀行代理業者が行う銀行法第2条第14項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替行為を行う銀行名を記載することとし、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること</p> <p>また、所属銀行が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること</p> <p>3 上記の各項目に変更があったときは、銀行法施行規則第34条の39別表第2の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類（正・副各1部）を提出すること</p> <p> </p> <p>変更の届出（銀行代理業者である個人又は銀行代理業者である法人の役員が、新たに他の法人の常務に従事することとなった場合）</p> <p>別紙様式7-4-9-1</p> <p> </p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者</p>

改 正 案	現 行										
	(担当部署、担当者、担当者連絡先)  兼職状況の変更に係る届出書  新たに他の法人の常務に従事することとなりましたので、銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。  記										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当該他の法人の商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主たる営業所等の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業 務 の 種 類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 ( )</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> </tr> </table>	当該他の法人の商号又は名称		主たる営業所等の所在地		業 務 の 種 類		変 更 年 月 日	年 月 日 ( )	理 由	
当該他の法人の商号又は名称											
主たる営業所等の所在地											
業 務 の 種 類											
変 更 年 月 日	年 月 日 ( )										
理 由											
	(注) 記載要領 申請者が法人である場合には、「業務の種類」欄の次に「新										

改正案	現 行
<p>[削除]</p>	<p>たに常務に従事することとなった役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人に従事することとなった役員の氏名を記載すること</p> <p>変更の届出（銀行代理業者である個人又は銀行代理業者である法人の役員が、他の法人の常務に従事しないこととなった場合） 別紙様式 7-4-9-2</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">兼職状況の変更に係る届出書</p> <p>他の法人の常務に従事しないこととなりましたので、銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

改正案	現 行	
[削除]	当該他の法人の商号又は名称	
	当該他の法人の主たる 営業所等の所在地	
	変 更 年 月 日	年 月 日 ( )
	理 由	
(注) 記載要領		
申請者が法人である場合には、「当該他の法人の主たる営業所等の所在地」欄の次に「当該他の法人の常務に従事しないこととなった役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人の常務に従事しないこととなった役員の氏名を記載すること		
変更の届出(銀行代理業者である個人又は銀行代理業者である法人の役員が、現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の種類に変更があった場合)		
別紙様式 7-4-9-3		
年 月 日		
金融庁長官 ○○○○ 殿		



改正案	現 行											
<p>[削除]</p>	<p>住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>兼職状況の変更に係る届出書</p> <p>常務に従事する他の法人の商号(名称若しくは業務の内容)の変更がありましたので、銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>記</p> <table border="1" data-bbox="1144 879 2085 1190"> <tr> <td rowspan="2">変更事項</td> <td>変更後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 年 月 日</td> <td colspan="2">年 月 日 ( )</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>変更の届出(銀行代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人</p>	変更事項	変更後		変更前		変 更 年 月 日	年 月 日 ( )		理 由		
変更事項	変更後											
	変更前											
変 更 年 月 日	年 月 日 ( )											
理 由												

改 正 案	現 行								
	<p>等の変更) 別紙様式 7-4-10</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等 の変更に係る届出書</p> <p style="text-align: center;">○○の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者 となった（保有者でなくなった）ので、銀行法第 52 条の 39 第 1 項 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">当該法人等の商号又は名称</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">変 更 事 項</td> <td style="text-align: center;">変 更 後</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 前</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>		当該法人等の商号又は名称		変 更 事 項	変 更 後		変 更 前	
	当該法人等の商号又は名称								
変 更 事 項	変 更 後								
	変 更 前								

改正案	現 行	
	当該法人等の主たる 営業所等の所在地	
	当該法人等の代表者氏名	
	当該法人等の業務の種類	
	変 更 年 月 日	年 月 日 ( )
	理 由	
	(注) 記載要領	
	<p>1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の内容についての変更にあたり、当該変更事項について記載すること</p> <p>2 新たに総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること</p>	

改正案	現 行		
[削除]	<p>変更の届出（銀行代理業者である法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人等の親法人等の子法人等の変更） 別紙様式 7-4-11</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">子法人等に係る変更届出書</p> <p>子法人等について○○を変更いたしましたので、銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1146 1216 2085 1297"> <tr> <td data-bbox="1146 1216 1516 1297">当該法人等の商号又は名称</td> <td data-bbox="1518 1216 2085 1297"></td> </tr> </table>	当該法人等の商号又は名称	
当該法人等の商号又は名称			

改正案	現 行			
[削除]	変更事項	変更後		
		変更前		
	当該法人等の主たる営業所の所在地			
	当該法人等の代表者の氏名			
	当該法人等の業務の種類			
	変 更 年 月 日		年 月 日 ( )	
	理 由			
	<p>(注) 記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の内容についての変更した際、当該変更事項について記載すること</li> <li>2 新たに子法人等とした（子法人等でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「子法人等とした（子法人等でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること</li> </ol> <p>変更の届出（銀行代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変</p>			

改正案	現 行				
	<p>更) 別紙様式 7-4-12-1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">役員が新たに営む事業に係る届出書</p> <p>役員が新たに事業を営むことになりましたので、銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1146 1118 2085 1294"> <tr> <td data-bbox="1146 1118 1487 1209">新たに営む事業の種類</td> <td data-bbox="1489 1118 2085 1209"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 1211 1487 1294">開 始 年 月 日</td> <td data-bbox="1489 1211 2085 1294">年 月 日 ( )</td> </tr> </table>	新たに営む事業の種類		開 始 年 月 日	年 月 日 ( )
新たに営む事業の種類					
開 始 年 月 日	年 月 日 ( )				

改正案	現 行	
[削除]	理 由	
	変更の届出（銀行代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更）	
	別紙様式 7 - 4 - 1 2 - 2	
	年 月 日	
	金融庁長官 ○○○○ 殿	
	所在地 商号又は名称 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先）	
	役員が営む事業の廃止に係る届出書	
	役員が営む事業を廃止いたしましたので、銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。	
	記	

改正案	現 行	
[削除]	廃止した事業の種類	
	廃 止 年 月 日	年 月 日 ( )
	理 由	
	<p>変更の届出（銀行代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更）  別紙様式 7 - 4 - 1 2 - 3</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地  商号又は名称  代表者  （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">役員が営む事業の変更に係る届出書</p> <p>役員が営む事業を変更いたしましたので、銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p>	



改 正 案	現 行											
<p>変更の届出（銀行代理業者の業務の内容及び方法の変更） 別紙様式 <u>7-4-9</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 30%; text-align: center;">変更の内容</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">変更後</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更前</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">変 更 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 ( )</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">理 由</td> <td></td> </tr> </table> <p>変更の届出（銀行代理業者の業務の内容及び方法の変更） 別紙様式 <u>7-4-13</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p>	変更の内容	変更後		変更前		変 更 年 月 日		年 月 日 ( )	理 由		
変更の内容	変更後											
	変更前											
変 更 年 月 日		年 月 日 ( )										
理 由												

改正案	現行
<p style="text-align: center;">業務の内容及び方法の変更届出書</p> <p>業務の内容及び方法について変更いたしますので、銀行法第 52 条の 39 第 2 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>[表略] (注) [略]</p> <p>変更の届出(銀行代理業者である個人又は銀行代理業者である法人の役員が、新たに他の法人の常務に従事した場合)(半期分届出用) 別紙様式 7-9-1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>兼職状況の変更に係る届出書( 年度 半期分)</p>	<p style="text-align: center;">業務の内容及び方法の変更届出書</p> <p>業務の内容及び方法について変更いたしますので、銀行法第 52 条の 39 第 2 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>[表略] (注) [略]</p> <p>[新設]</p>

改正案

現行

標記のことについて、銀行法第 53 条第 4 項及び同法施行規則第 35 条第 4 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

○

- (注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 7-9-1 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 7-9-1 の 3）も添付すること  
 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

別紙様式 7-9-1 の 2

兼職状況の変更に関する届出書 総括表（ 年度 半期分）

商号、名称又は氏名

番号	当該他の法人の 商号又は名称	当該他の法人の主たる営業所等 の所在地	変更年月日	理由

[新設]

改正案

現行


(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

別紙様式 7-9-1 の 3

[新設]

当該他の法人の商号又は名称	
当該他の法人の主たる 営業所等の所在地	
業 務 の 種 類	
変 更 年 月 日	年 月 日 ( )
理 由	

(注) 記載要領

申請者が法人である場合には、「業務の種類」欄の次に「新たに常務に従事した  
役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人に従事した役員の氏名を記載すること

改 正 案	現 行
<p>変更の届出（銀行代理業者である個人又は銀行代理業者である法人の役員が、他の法人の常務に従事しなくなった場合）（半期分届出用） 別紙様式 7-9-2</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">兼職状況の変更に係る届出書（ 年度 半期分）</p> <p>標記のことについて、銀行法第 53 条第 4 項及び同法施行規則第 35 条第 4 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">_____ ○ _____</p> <p>（注） 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 7</p>	<p>[新設]</p>

改 正 案		現 行																																																								
<p>－ 9 － 2 の 2 ) を作成し、個別表（別紙様式 7 － 9 － 2 の 3 ) も添付すること</p> <p>2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</p> <p>別紙様式 7 － 9 － 2 の 2</p> <p>兼職状況の変更に係る届出書 総括表（ 年度 半期分）</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>当該他の法人の 商号又は名称</th> <th>当該他の法人の主たる営業所等 の所在地</th> <th>変更年月日</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>（注）半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること</p> <p>別紙様式 7 － 9 － 2 の 3</p>		番号	当該他の法人の 商号又は名称	当該他の法人の主たる営業所等 の所在地	変更年月日	理由																																																			<p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	
番号	当該他の法人の 商号又は名称	当該他の法人の主たる営業所等 の所在地	変更年月日	理由																																																						

改正案

現行

当該他の法人の商号又は名称	
当該他の法人の主たる営業所等の所在地	
変更年月日	年 月 日 ( )
理由	

(注) 記載要領

申請者が法人である場合には、「当該他の法人の主たる営業所等の所在地」欄の次に「当該他の法人の常務に従事しなくなった役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人の常務に従事しなくなった役員の氏名を記載すること

変更の届出（銀行代理業者である個人又は銀行代理業者である法人の役員が、現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の種類に変更があった場合）（半期分届出用）

別紙様式 7-9-3

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿

[新設]

改 正 案		現 行		
住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)				
兼職状況の変更に係る届出書 ( 年度 半期分)				
標記のことについて、銀行法第 53 条第 4 項及び同法施行規則第 35 条第 4 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。				
<p style="text-align: center;">○</p>				
(注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表(別紙様式 7-9-3 の 2)を作成し、個別表(別紙様式 7-9-3 の 3)も添付すること 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること				
別紙様式 7-9-3 の 2		[新設]		
兼職状況の変更に係る届出書 総括表 ( 年度 半期分)				
商号、名称又は氏名				
番号	当該他の法人の 商号又は名称	変更事項	変更年月日	理由



改 正 案					現 行	
<p>(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること</p>						
別紙様式 7-9-3 の 3					[新設]	
当該他の法人の商号又は名称						
変 更 事 項	変 更 後					
	変 更 前					
変 更 年 月 日	年 月 日 ( )					
理	由					

改正案	現 行
<p>変更の届出（銀行代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更）（半期分届出用） 別紙様式 7-10</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名</p> <p>総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等 の変更に係る届出書（ 年度 半期分）</p> <p>標記のことについて、銀行法第 53 条第 4 項及び同法施行規則第 35 条第 4 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 7-10 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 7-10 の 3）も添付すること 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</p>	<p>[新設]</p>

改正案

現行

別紙様式 7-10 の 2

[新設]

総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の変更  
に係る届出書 総括表 ( 年度 半期分)

商号、名称又は氏名

番号	当該法人等の 商号又は名称	当該法人等の主たる 営業所等の所在地	変更事項	変更年月日	理由

(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

別紙様式 7-10 の 3

[新設]

改正案		現行
当該法人等の商号又は名称		
変更事項	変更後	
	変更前	
当該法人等の主たる営業所等の所在地		
当該法人等の代表者の氏名又は名称		
当該法人等の業務の内容		
変更年月日		年 月 日 ( )
理由		
<p>(注) 記載要領</p> <p>1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地、代表者の氏名又は業務の内容を変更した際、当該変更事項について記載すること</p> <p>2 新たに総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）理</p>		

改正案	現行
<p>由及び事由」欄に改めて記載すること</p> <p>変更の届出（銀行代理業者である法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人等の親法人等の子法人等の変更）（半期分届出用）別紙様式 7-11</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 商号又は名称 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">子法人等に係る変更届出書（ 年度 半期分）</p> <p>標記のことについて、銀行法第 53 条第 4 項及び同法施行規則第 35 条第 4 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>（注） 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 7</p>	<p>[新設]</p>



改正案

現行

当該法人等の商号又は名称		
変更事項	変更後	
	変更前	
当該法人等の主たる営業所の所在地		
当該法人等の代表者の氏名又は名称		
当該法人等の業務の内容		
変更年月日		年 月 日 ( )
理由		

(注) 記載要領

- 1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地、代表者の氏名及び業務の内容を変更した際、当該変更事項について記載すること
- 2 新たに子法人等とした（子法人等でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「子法人等とした（子法人等でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること

改正案	現 行
<p>変更の届出（銀行代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更）（半期分届出用） 別紙様式 7-12-1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 商号又は名称 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p>役員が新たに営む事業に係る届出書（ 年度 半期分）</p> <p>標記のことについて、銀行法第 53 条第 4 項及び同法施行規則第 35 条第 4 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>（注） 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 7-12-1 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 7-12-1 の 3）も添付すること 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</p>	<p>[新設]</p>





改正案		現行
当該事務所の名称		
主たる事務所の所在地		
新たに営む事業の種類		
役員 の 氏 名		
開 始 年 月 日	年 月 日 ( )	
理 由		
変更の届出（銀行代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更）（半期分届出用） 別紙様式 7 - 1 2 - 2  <div style="text-align: right;">年 月 日</div>  金融庁長官 ○○○○ 殿  <div style="text-align: center;">所在地 商号又は名称 代表者</div>		[新設]

改正案

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

役員が営む事業の廃止に係る届出書 ( 年度 半期分)

標記のことについて、銀行法第 53 条第 4 項及び同法施行規則第 35 条第 4 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

- (注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表(別紙様式 7-12-2 の 2)を作成し、個別表(別紙様式 7-12-2 の 3)も添付すること  
 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

別紙様式 7-12-2 の 2

役員が営む事業の廃止に係る届出書 総括表 ( 年度 半期分)

商号又は名称

番号	当該事務所の名称	主たる事務所の所在地	廃止年月日	理由

現 行

[新設]

改正案					現行	
<p>(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること</p>						
別紙様式 7-12-2 の 3					[新設]	
当該事務所の名称						
主たる事務所の所在地						
役員 の 氏 名						
廃止した事業の種類						
廃止年月日		年 月 日 ( )				
理 由						
変更の届出(銀行代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変					[新設]	

改 正 案	現 行
<p>更) (半期分届出用) 別紙様式 7-12-3</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>役員が営む事業の変更に係る届出書 ( 年度 半期分)</p> <p>標記のことについて、銀行法第 53 条第 4 項及び同法施行規則第 35 条第 4 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表(別紙様式 7-12-3 の 2)を作成し、個別表(別紙様式 7-12-3 の 3)も添付すること 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</p>	

改正案

現行

別紙様式 7-12-3 の 2

[新設]

役員が営む事業の変更に係る届出書 総括表 ( 年度 半期分)

商号又は名称

番号	当該事務所の名称	変更事項	変更年月日	理由

(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

別紙様式 7-12-3 の 3

[新設]

当該事務所の名称	
----------	--

改 正 案			現 行		
変更の内容	変更後		変更の内容	変更後	
	変更前			変更前	
変 更 年 月 日	年 月 日 ( )		変 更 年 月 日	年 月 日 ( )	
理 由			理 由		
不祥事件等 別紙様式 <u>7-13</u>			不祥事件等 別紙様式 <u>7-9</u>		
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> 金融庁長官 ○○○○ 殿			<p style="text-align: right;">年 月 日</p> 金融庁長官 ○○○○ 殿		
住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)			住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)		
不祥事件等届出書			不祥事件等届出書		
標記のことについて、銀行法第 53 条第 4 項及び同法施行規則第			標記のことについて、銀行法第 53 条第 4 項及び同法施行規則第		

改正案	現 行
<p>35 条第 4 項第 4 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) [略]</p> <p>別紙様式 <u>7-13の2</u> [表略]</p> <p>別紙様式 <u>7-13の3</u> [表略]</p> <p>(注) [略]</p>	<p>35 条第 4 項第 4 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) [略]</p> <p>別紙様式 <u>7-9の2</u> [表略]</p> <p>別紙様式 <u>7-9の3</u> [表略]</p> <p>(注) [略]</p>